

総務教育常任委員会資料

(平成22年9月15日)

〔 件 名 〕

- ・ 財政健全化法に関する健全化判断比率等の状況について
【財政課】・・・1
- ・ タクシーチケットの不正使用案件の発生とその後の対応について
【人事企画課】・・・2
- ・ 事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）の実施について
【業務効率推進課】・・・3
- ・ 第2回県庁改革推進プロジェクトチーム会議の開催結果について
【業務効率推進課】・・・4
- ・ 東京都内県有施設の売却について
【財源確保推進課】・・・5
- ・ 人権施策基本方針の第二次改訂案に対するパブリックコメント実施
結果について
【人権・同和対策課】・・・6

総 務 部

財政健全化法に関する健全化判断比率等の状況について

平成22年9月15日

財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。

1 健全化判断比率等（暫定値）の状況

<健全化判断比率>

区 分	本県の状況		早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	内 容
	H20決算	H21決算			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	3.75%	5%	一般会計等の実質赤字の比率（対標準財政規模）
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	8.75%	25%	公営企業会計も含めた実質赤字の比率（対標準財政規模）
実質公債費比率	11.0%	11.1%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金等の比率（対標準財政規模）
将来負担比率	153.7%	150.1%	400%	—	一般会計等が将来負担する実質的負債の比率（対標準財政規模）

<資金不足比率：公営企業に係る指標>

区 分	本県の状況		経営健全化基準	内 容
	H20決算	H21決算		
資金不足比率	資金不足の 公営企業なし	資金不足の 公営企業なし	20%	公営企業ごとの資金不足の比率（対事業の規模（営業収益））

2 健全化判断比率等の公表に向けたスケジュール

8月27日	知事が監査委員に対し審査依頼
9月15日	常任委員会で暫定値報告
9月末	全国暫定値公表（総務省）
9月下旬	監査委員が知事に対し意見書提出
10月7日(預)	決算審査特別委員会で監査委員の意見を付して確定値を議会に報告
11月末	全国確定値公表（総務省）

タクシーチケットの不正使用案件の発生とその後の対応について

平成22年9月15日
人事企画課

1 処分の実施について

○処分対象職員 : 商工労働部の職員

○処分内容 : 懲戒免職(9月2日付け)

○事実関係(概要)

- ・2月と6月の2回、私的な飲酒後の帰宅時のタクシー料金を公用タクシーチケットで支払った。
- ・タクシーチケットの乗車区間に虚偽記載を行い、私的使用を隠ぺいした。
- ・所属が行った使用目的の確認に対して虚偽報告を行い、私的使用を隠ぺいした。

○問題点

- ・業務上横領に相当する行為であること(公務性は認められない)
- ・故意に行ったものであること
- ・私的使用の事実を隠ぺいするため悪質な虚偽行為(虚偽記載、虚偽報告)を重ねて行っていること
- ・主要な事実関係のすべてについて「全く覚えていない、思い出せない」という信憑性の低い説明を繰り返していること



「懲戒免職」を軽減する要素、事情は認められなかったもの

※ 懲戒処分等の指針では「公金又は公物を横領した職員は、免職とする。」と規定

2 コンプライアンス確立本部会議の開催について

○不祥事の再発防止に向けた取組を協議するとともに、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るために、副知事を本部長とするコンプライアンス確立本部会議を開催

開催日：9月7日(火) 出席者：副知事、各部局長等

○協議結果(概要)

- ・公用タクシーチケットの私的使用が疑われるものがないか、全庁で点検を実施
 - 平成21年度、平成22年度について、今月中に点検
 - 疑義があるものがあれば、さらに詳細に調査
- ・タクシーチケットの管理、取扱方法の見直しを検討
 - 各所属の意見を集約し、実態上の問題点を整理して見直しに反映
 - 特に、交付時の目的確認と記録、未使用の場合の返却などの徹底が課題
- ・タクシーを利用する際の基準を整理し、明文化
 - 各所属の意見を聞きながら整理し、周知徹底
- ・不祥事の再発防止、コンプライアンス意識の徹底を図るため、各部局単位での研修などの取組を継続実施

事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）の実施について

平成22年9月15日
業務効率推進課

外部の視点により事業を点検し、予算・定数の編成作業に活用することを目的として実施する「事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）」について、コーディネーターの選任等実施体制等の検討状況について、以下のとおり報告します。

1 実施時期

10月14日（木）～16日（土）

※作業は公開の場で行い、インターネットによる配信も実施

2 実施会場

鳥取県庁議会棟別館3階 第2、4委員会室

3 実施体制

評価チームを2チーム設置（経済・産業分野、福祉・生活分野）

区分		経済・産業分野	福祉・生活分野
コーディネーター		千葉 雄二 （財）とっとり地域連携・総合研究センター ディレクター	西村 教子 鳥取環境大学環境学部環境政策経営学科 准教授
評価者	有識者	青木 茂 鳥取県信用保証協会 会長	荒川 昌代 主婦
		小野 達也 鳥取大学地域学部地域政策学科教授	濱田 美絵 （株）めぐみ 代表取締役
		蔵増 保則 鳥取県農業協同組合中央会 参事	廣谷 静枝 鳥取県男女共同参画審議会 委員
		水野 由久 鳥取青年会議所 直前理事長	福井 正樹 office M 代表 吉弘 憲介 （財）とっとり地域連携・総合研究センター 研究員
市町村職員		矢吹 房生（倉吉市総務部 総務課長） 磯江 昭徳（北栄町総務課 課長補佐） 中野 智子（北栄町企画振興課 副主幹） 伊藤 真（南部町総務課 行政改革専門員）	
県民委員（公募）		長谷川 稔 中本 直人 豊田 恵一 ※4名中1名については、本人の意向確認中	
県職員		遠藤 紅弥（中部総合事務所県民局 副主幹） 永見 珠美（西部総合事務所生活環境局 主事）	

※市町村職員、県民委員、県職員の担当分野は今後決定する。

（県民委員募集結果等
募集期間：8月23日（月）～9月3日（金）（郵送の場合、消印有効）
応募者数：21名
男女別 男性：19名、女性：2名
年齢別 20代：1名、30代2名、40代：3名、50代3名、60代：9名、70代：3名
地域別 東部地域：10名、中部地域：4名、西部地域：7名
抽 選：9月8日 公開の場で抽選実施

4 対象事業

30事業程度

（工程表のチェックやサマーレビュー等による検証を踏まえ、必要性、有効性、効率性の基準に基づいて外部評価を導入したいと考えている事業を抽出、評価者等会議での意見を踏まえて決定する。

5 今後のスケジュール

9月中旬～10月上旬 評価者等会議を2回程度開催（対象事業、評価の進め方を決定）

第2回県庁改革推進プロジェクトチーム会議の開催結果について

平成22年9月15日

業務効率推進課

これまでの取組を評価・分析し、成果のあった点を継続するとともに、新たに出てきたいくつかの課題を解決し、県庁改革のさらなる推進を目指すことを目的に、第2回目のプロジェクトチーム（PT）会議を開催しました。

1 日時、場所

9月10日（金）午前10時半～正午、第32会議室（第二庁舎4階）

2 出席者

副知事（PT長）、総務部長（副PT長）、行財政改革局長（PTコーディネーター）、会計管理者、各部局次長、各総合事務所県民局長

3 意見交換の主な内容

(1) ワークライフバランス・ワーキンググループ（WG）

・時間外勤務の縮減

プロジェクト開始（5月）以降では前年比約4割縮減し、職員に仕事を効率的に行う意識や職場で帰りやすい雰囲気が出てきた。一方で、単に時間外の縮減をプロジェクトの目的と考えている職員もいる。

⇒時間外勤務縮減の趣旨・意義を職員に徹底し、必要なことは、時間外を命じてでもやらせる

⇒仕事の先送りや持ち帰り、サービス残業は特に増大していないが、引き続き注意する

・社会貢献活動への積極的な参画

⇒仕事と家庭の両立を目指す、「とっとり子育て隊」への職員参加

(2) 無理・ムダ追放WG

・カイゼン運動

7割以上の職場でカイゼン中、職員の意識もカイゼンの兆し、人材育成の副効果一部に、上すべり感、やらされ感、所属による取組の差が出てきた

カイゼンのモデル職場では、若手がやる気をもって参加し、業務の標準化を行っている

⇒成果の横展開のため発表会を開催（12月）

・事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）

10/14～16の実施に向け評価者の選任中、来年度予算に反映させていく

(3) 庁風改革WG

スポーツ大会の実施、知事等幹部職員と若手職員との意見交換、あいさつ運動の再徹底

⇒あいさつ運動が形がい化しつつあるので、再徹底をはかることが必要

(4) 財源確保WG

・ふるさと納税

職員による知人等への依頼文書送付などにより、昨年を上回る実績

⇒さらに納税しやすい環境（住民税の控除額の引き下げ等）づくりも必要

・未利用財産の有効活用

⇒県有資産マネジメントを作成し計画的に取り組む

⇒県職員宿舍の抜本の見直しには環境（地域の事情、防災上の観点）も考慮

・新たな財源涵養 ⇒インターネットオークションによる不用品売却も検討

・住民公募債の発行（新規）

東京都内県有施設の売却について

平成22年9月15日
財源確保推進課

東京都内の2施設について、一般競争入札により売却手続きを進めます。

1 県有施設の概要

名称(所在地)	規模・概要	経緯
(元)えびす会館 (東京都目黒区 中目黒一丁目1-19)	土地 722.76㎡ 建物 RC3F、B1F 延835.18㎡	S36 土地購入 S37 建物建築 S58 大規模改築(県共済組合へ運営委託) H12 宿泊施設の営業停止。派遣職員の寮で利用 H19 閉鎖
(元)東京事務所長宿舎 (東京都世田谷区 代沢三丁目21-8)	土地 212.92㎡ 建物 RC2F 延129.18㎡	S39 土地及び建物購入 S63 建替 H20 閉鎖

2 売却する理由

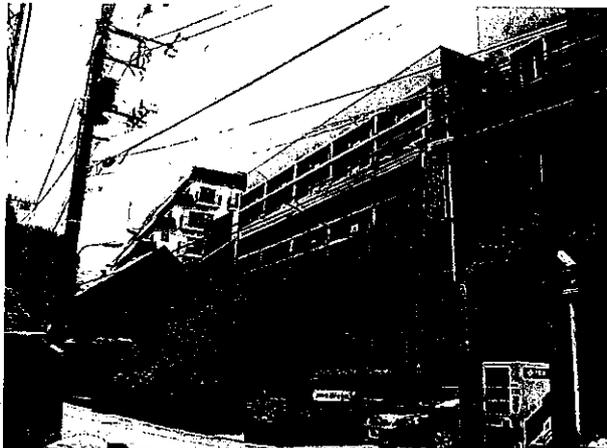
- 既存建物について、当初、PFI、定期借地権、信託等の活用手法を検討したが、事業規模が小さい、リスクの県負担の懸念、等の理由により、不適と判断。
- 平成20年度後半からは、不動産市況が悪化し、短期貸付を検討したが、リフォームに多額の経費を要する等の理由から困難と判断。
- 現在、都内の地価は下げ止まり傾向にあり、不動産取引も動きはじめた中で、両物件とも大手ディベロッパーから問い合わせがあり、売却が見込まれる。

※参考：都内の不動産取引状況

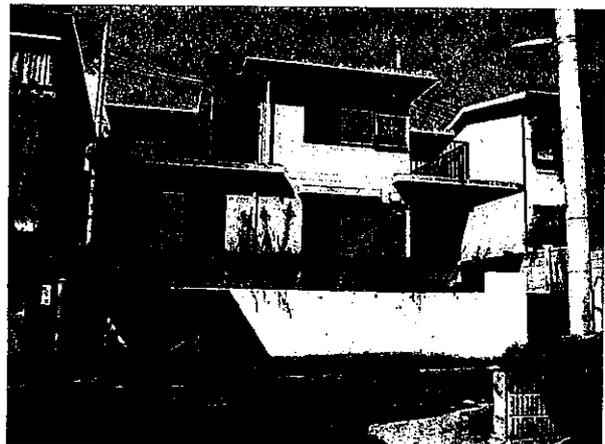
<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年第2四半期地価動向報告(国土交通省) 総じて下落の鈍化傾向が見られた。住宅系地区において、マンションの在庫調整の進展、マンション価格の調整による値頃感の高まり、税制等の住宅関連施策の効果が見られる。
<ul style="list-style-type: none"> ・都内不動産業者 首都圏のマンション市場は、新規開発よりも在庫処理を優先させてきたディベロッパーの在庫調整が急速に進み、用地取得を再開する事業者が現れるなど、動きが出てきている。 ※(元)えびす会館周辺(300m圏内)の開発状況 マンション4棟建設中(土地500~3,000㎡、RC4~14F、H23~24完成予定)
<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定評価書 (元)えびす会館の周辺はマンション需要が高く「不況下においても市場参加者の選好度は高い地域」である。

3 今後のスケジュール

- ・平成22年 9月7日 財産評価審議会で売却価格を諮問→答申を得て予定価格作成
- ・平成22年 9月下旬 入札公告
- ・平成22年11月中旬 入札



(元)えびす会館



(元)東京事務所長宿舎

人権施策基本方針の第二次改訂案に対するパブリックコメント実施結果について

平成22年9月15日
人権・同和対策課

鳥取県人権施策基本方針第二次改訂案について実施したパブリックコメントの概要は、以下のとおりでした。

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間

平成22年6月14日～7月13日

(2) 周知・募集方法

周知方法：県政記者室への資料提供、チラシ、ホームページ

募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、県民室・県民局設置の意見募集箱への投函

(3) 応募意見数 ※ () は応募者数

郵便	ファックス	電子メール	県民室・県民局へ	その他の方法	計
2 (1)	15 (3)	51 (9)	0 (0)	4 (2)	72 (15)

2. 主な意見の概要と対応方針

項目	意見の概要	左に対する対応方針
基本的な考え方	同和問題をはじめ様々な人権課題について、実態調査などで偏見や差別の現実をしっかりと押さえて欲しい。	必要に応じて、人権意識調査などの実態調査等を行い、その結果を考慮し、住民本位の施策に反映させます。
教育・啓発	行政書士や宅建業関係者に対する人権教育・啓発の推進を追加すべき。	宅建業関係者に対する人権教育・啓発の推進についての記述を加え、また、行政書士等については、戸籍法の改正（第三者請求における正当な利用目的の明示、不正取得に対する制裁の強化など）によって対応していることを明示します。 【意見を反映】
相談体制、人権救済	国に要望している人権救済機関の設置は、言論弾圧につながるのではないかと懸念されている。	法務省の平成22年6月の中間報告では、報道機関等による人権侵害は特段の規定を設けない方向で検討していることなど、表現、言論の自由を尊重する姿勢が見られるところです。引き続き国の検討を見守っていきます。
	相談支援について、専門的知識も不可欠だが、当事者やその団体、グループからメンバーを配置すべき。	「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」には、県が設置している身体障がい者相談員など当事者の方が相談員となっているものも含んでおり、連携して相談に対応しています。
同和問題	同和対策のみを優遇し続けるのではなく、同和問題以外で差別を受けている人や苦しんでいる人への方針を示すべき。	本県では、特別措置法の失効に併せて、同和地区への優遇措置である同和対策特別事業を終了しており、現在は一般事業・制度の中で対応しているところです。 また、同和問題以外の様々な分野での取組方針を示しており、更には個別に取り上げなかった分野についても啓発をはじめとした適切な対応を適時行うこととしています。

項 目	意見の概要	左に対する対応方針
男女共同参画に関する人権問題	<p>積極的改善措置について、女性を優遇することが逆に男性の進出機会を奪うのではないかと捉えられることから、この措置についての適切な説明が必要。</p>	<p>積極的改善措置は、「固定的な性別役割分担意識や過去の経緯などから、男女の労働者の間に表れている事実上の格差を解消しようとする積極的な取組」であり、単に女性を優遇するものではありません。</p> <p>また、性別に関係なく意欲と能力のある個人が活躍する機会を広げるために実施する積極的改善措置により労働環境が整備されることは、男性にとっても望ましいと考えます。</p> <p>なお、積極的改善措置が女性に限ったものであるような誤解を生む記載は一部修正し、併せて積極的改善措置についての補足説明を加えます。</p> <p>【意見を反映】</p>
	<p>「性の商品化・暴力表現の根絶」については、職業選択の自由、自己決定権、自己所有権など自由権の侵害となるような積極的措置を行うと捉えられてしまうのではないかと。</p>	<p>性の商品化や暴力表現自体の根絶ではなく、「青少年のより健やかな成長が性の商品化や暴力表現等の有害情報により阻害されないための取組に努める」との趣旨に修正します。</p> <p>【意見を反映】</p>
外国人の人権問題	<p>外国人関係者の代表などで構成された協議会などを作ったほうが、多様な問題が整理され、解決に近づく。</p>	<p>在住外国人の意見を積極的にくみ取るため、在住外国人、県、市町村、鳥取県国際交流財団等がメンバーとなった協議会を設置し、そこで意見交換をしながら、必要な施策を行政施策に反映するとともに、民間団体等との協働・連携を図りながら、多文化共生社会の実現に向けた取組を地域全体として推進することを明記します。</p> <p>【意見を反映】</p>
	<p>外国人参政権問題については、政党内外での反発や都道府県議会の反対決議等もあり、国会に上程されていない。</p> <p>このような問題に対して「理解促進に努めます。」と明示するべきではなく、今の段階で行政が触れるべきではない。</p> <p>※ 改訂案の表現 「本県においても…、地方参政権の付与に関しては、国においても議論が行われており、その状況を県民に伝えるなど理解促進に努めます。」</p>	<p>平成22年3月の本県議会の意見書において、「…… 国民の幅広い議論を喚起しつつ、結論を急がず慎重に議論を重ねるとともに、…… 」とされているところで、今回の改訂案でも、これを踏まえているところです。</p> <p>永住外国人の地方参政権問題は、国政の課題、国民的議論の対象であり、鳥取県内においても、賛否の議論がある課題なので、その状況について県民に理解していただくという趣旨です。</p> <p>上記のことが明確になるよう表現を変更します。</p> <p>【意見を反映】</p>